

グランヴィル・ウイリアムズ『有罪の証明

——英国刑事裁判の研究』(一九六三年)(4)

庭山英雄 訳

(中京大学教授)

第六章 工夫された証拠

第一節 序

(199) 多くの原因が証言の倒錯をもたらす。たとえば誰かに背きたくない衝動⁽¹⁾とか、復讐したい欲求⁽¹⁾とか。証拠価値の評価にさいしてこれらの事情を勘案することは、一般には審判者の良識にゆだねられねばならない。しかし、ある種の証拠にはねつ造に親しみ易い傾向が多分にあることが経験的にわかっているので、許容性は認められるけれども、それら証拠に対しては特別の保障が考案されている。

第二節 共犯者の証言の許容性

時々、訴追側はギャングの一人——彼は容易に自分の仲間⁽¹⁾に不利な証言(王冠証言)を行う——から自白を得るこ

有罪の証明

とができる。しかしそのような証拠は慎重に吟味されなければならない。なぜなら自分を訴追から守るため、あるいは自分の罪を軽減してもらうために、密告者はしきりに警察によく思われようとするからである。彼自身の利益擁護——そのためにはできるだけ彼の仲間を悪者にしなければならぬ——と彼の真実を話すべき義務との間の相剋をなるべく取り除く目的で、共同被告発人の一人は有罪の自認・訴訟中止・陪審評決のいずれかによって彼の手続が打ち切られないかぎり訴追側証人として喚問されることはない、法は定めている。実務では、共犯者の一人が仲間に対し不利な王冠証言をすることに同意した場合、他の被告人らに対する手続が開始される前に、彼が有罪を自認するか、訴追側が彼に不利な証拠を提出しないで彼の無罪を確保するか、いずれかが普通である。このことは、共犯者の一人が証言することになったとき、不誠実な証言をしてもなにも得るところはないことを意味する。

(141) 訴追側が共犯者の証言を利用すると思われる他の方法がある。何人かの被告発人が併合起訴されて、その一人が自分のために証言するなら、彼は友人を罪にする目的での反対尋問を受けるだろう。被告発人によってなされた主証言が自由であったとしても、右のケースがたどられるかも知れない。主尋問もしくは反対尋問において彼によってなされた不利益事実承認は事件全般の証拠となる。それゆえ同証拠は共同被告人にとって不利益な証拠である。共同被告人は証言を行った被告人に対し反対尋問を行う資格がある。

右に示されたケースは訴追側にとって有利である。なぜなら右のケースは共同被告人に対して誘導尋問——もし彼が訴追側証人として喚問されているならそれは不可能————することを可能とするだけでなく、応答すれば自らを罪に陥れるおそれがあるとの理由で返事を拒否することもできない。このことは当然のことながら証言で言及される被告人にとって不利益である。かかる被告人はこれからどうなるかを予測して冒頭で分離公判を請求してもよい。かつて裁判官は右の請求に同情的であったが、近時それを拒否するのが一般となってきた。プリン裁判官によればその理由

は次のようである。

「共同である違法行為に従事してきたとされるA、B二人のケース——その一人は他に利用されたと言いたがっており、他は自分は無実でだまされていると言いたがっている——を例にとろう。もし分離公判が許されるなら、まずA被告は証言台に上りBの言動すべてを述べてBこそ真犯人と主張し、その結果、Aの一方的証言からAは無罪釈放だと陪審は考えるだろう。次いでBの公判が他の陪審によって行われて全く同じことが起こり、今度はBこそ釈放されるべきだと陪審は考えるだろう。かくして分離公判の結果は誤判の発生ということとなる。そして私の行った仮定とは逆に被告人の一人が無実だと仮定しても同じ結果となると思われる。「無実の被告発人のみに対する告発に接して」陪審は、無実の被告発人の供述のみを聴き相被告発人に会う利益をも持たず、彼の性格について意見形成もできず、彼が反対尋問されるのを聴くこともなく、次のように結論するかも知れない。ストーリーの反面がテストされるのを聴いてはいないが、自分らの聴いたストーリー「たとえば無実の被告発人の抗弁」のかぎりでは釈放を正当化するのには十分でなかった。」⁽¹⁴⁸⁾

第二の状況つまり一被告人が無実の場合についての識見ある裁判官のコメントは、この被告人が相被告人の分離公判申請に反対するときのみ重要であるという点は注目ししよう。もし両被告人が分離公判を求めて拒絶されるなら、その拒絶は彼らの利益への父親のような配慮によっても正当化されえない。そのことは、ほとんど常に両被告人——彼らが無実であろうとなかろうと——非常に増大した有罪の危険へとまき込むに違いない。その問題は決して容易ではないが、審判の併合が行われるすべてのケースにおいて各被告人は控訴裁判所によって有罪判決につき証拠を再検討してもらい権利を付与されるべきであるとの提案がなされるであろう。⁽¹⁴⁹⁾

第三節 共犯についての補強法則

右に述べられたルールのもとで共犯者の証言が相被告人に不利に許容される場合でさえ、その発生源が汚れているため証拠として疑いを残す。それゆえ法廷で機能する慎重なルールは補強されない共犯供述にもとづいて有罪認定することは危険だということである。この危険性について陪審に対して裁判官が警告を発するのはすでに長い間実務の(144) 実際である。その警告を欠いた場合には共犯供述にもとづく有罪は通常は破棄されるであろう。⁽¹²⁾

「共犯警告」は、イギリスでは司法における秘伝の一部となっている。その秘伝は多分いくらかは有益であろう。「しかし」それはたしかに若干のあやまちを犯している。というのは公判裁判官が法にもとづく指示をあやまり、多くの有罪被告人を釈放する結果となっているからである。

右ルールが司法にとってどの程度必要か、また同ルールが誇張された懸念にどの程度依存しているかは、意見のわかれるところである。共犯者は悪意ないし恐怖から証言するとの危険性に同ルールはもとづく一般に考えられている。しかし、警察の手中にある人間が単に悪意から嘘をつくとは考えにくい。すぐに頭に浮かんでくるケースは次のものに限られよう。Dが犯人Eを告発する。ところでEは悪意からDも犯行に加わったと主張する。だが実際はDは全く関係なかったか、さもなければより軽微な犯行に関係したにすぎなかった。

しかしながら共犯警告に関する現行法は共犯だとされる証人を被告人が告発したケースに局限されていない。それは悪意の不存在が明白なケースにも適用される。共犯関係ルールについて推測される第二の理由つまり恐怖の要素も(145) また共犯警告の現行適用範囲をうまく説明できない。人が自分の刑事責任の軽減をはかって嘘をつくことは考えられないことではない。しかしもし彼の果たした役割が皆に承知されるなら、嘘について自分の証言の信用性をくずす必要はないといえる。共犯者の証言が彼の刑事責任を——被告発人の矛盾供述に反して——軽減するようなケースと、共

犯者の果した役割が異論なく認められるようなケースとを現行法は区別していない。

また証人の信用性を害する多くの状況が存在するが、その点に関し陪審への警告を要求する特定証拠法が存在しない事実を指摘しておこう。訴追側の証人が売春婦もしくは違法遊戯場経営者だとして、彼ないし彼女がもし期待どおりの証言をしないなら警察は大きなプレッシャーをかけることができる。そのような人の証言の信頼性は、証言台に立つ前に自分の犯罪加功につき有罪判決を受けた共犯のそれよりもはるかに小さい。しかし裁判官は後者の証言に關して通例の警告を発しなればならないけれども、前者の証言についてはその必要がない。

問題を他の観点から眺めてみよう。被告発人に不利に証言する共犯者は自らを守るために嘘をつくかも知れないということを認めるとしても、少なくとも一つのこととは承認できそうである。その事件では彼の友人の同定に關して彼がとんでもない間違いを犯しているという危険性は實際上存在しない。もし人が計画的な嘘の可能性を傍らに置き、共犯者の誠実さを仮定するなら、ギャングの一味としての被告人の同定は高度に信頼性ある形式の人定証拠となるう。

(146) それは非常にむずかしい条件下で数秒間犯人を見たにすぎない証人による同定よりもはるかにすぐれている。

犯行以前に被告人を知らなかった者による——補強されない——人定証拠にもとづいて判断するのは危険であると陪審に告げることが裁判官に要求する証拠法は現在存在しない。この最後に示したタイプの証拠は裁判所では自由に扱われ、そしてしばしば明らかな誤判の原因となっている。あるケースでは警告を要求し他では要求しないのは矛盾ではないであろうか。すでに有罪判決を受け犯行について知悉している共犯者の証言にとって、被告発人についての彼の同定が——観察と記憶との問題を研究したすべての心理学者によって——深刻に疑われている傍観者の証言に比べてよりも、警告の必要性は小さいのではなからうか。

刑事裁判において当然のこととして共犯警告要求に賛同する唯一の強力な主張は右ルールは数世紀にわたる知識と

経験とを代表するものだと主張である。「数世紀」というのはいささか誇張である。なぜなら右ルールは生まれてからまだ二世紀になっていないから。しかしそれは長い時間ではある。かくも永くほとんど異論なしに裁判官によって守られてきたルールに反対の意見表明をすることは誰にもできることであろうか。

共犯供述についての極端な疑惑は大陸の裁判官とこれをわけ合えそうもないとの考察によってイギリス人が特に感動したようにも見えない。一九世紀の大部分の間、公判裁判官が陪審に対し共犯警告を与えるかどうかは彼の自由裁量の問題とみなされていた事実におそらくより大きなウエイトがかけられよう。その問題における裁判官裁量についての最初の発言は一七八八年のものであった。⁽¹⁴⁷⁾同年、次のようなことが主張された。補強されない共犯供述にもとづく有罪認定も厳密に適法ではあるが、事件につき判断を下すのに十分に証拠が信頼しうるかについて陪審が容易に発言できるように、同事件の条件が要求する所見を裁判長は陪審に示してもよいと。ほとんど同時にペリン・Bは「疑わしい共犯者を拒否する実務の実際は法律問題というよりむしろ裁判所の裁量問題である」と宣言した。⁽¹⁴⁸⁾このような取扱いは次の世紀にも続いた。しかし名目的に裁量事項としながら、実際には裁判官は共犯警告を出すようになっていたと思われる。

一八三六年その年にアイルランド財務裁判所首席裁判官(男爵)ヘンリー・ジョイは『共犯者の証言について』なる一書を公刊して拘束力あるルールは存在しないとの提案を推進した。その過程で単に出所のみを問題にして共犯供述を拒否するのは非合理だとの見解を明らかにした。彼の次の言葉は思い出すに値しよう。

「現在どこでも行われている実務がどのようにして一般化しえたかはその性質を考察しているすべての人にとって驚きであるに違いない。なぜ共犯事件は特別のルールを必要とするのか。信用性を弾劾されている他のすべての証言と同様に、なぜ同事件は裁判官の完全自由裁量——個々の事件をその条件に応じて扱うのと同様に共犯事件を取り扱

う——にゆだねられないのか。それらは説明が困難である。一定の不動のルールが証人の信用性のような無限のパライアティーに富むテーマに適用されるべきだとする理由はほとんど合理主義諸原則と調和しないように思われる。しかし彼が証人に会う前に、彼が証人の外観や礼儀作法を観る前に、彼が証人の話の一貫性や可能性を検討する機会を持つ前に、さらに彼が自ら追及しようとしている犯罪の性格や犯行に至った動機、犯行後に訪れた悔恨を知る前に、裁判官は信用に値しないとして適格な証人の証言を完全に拒否するようあらかじめ準備しておくべきだということ。自己ならびに陪審がその真実性について完全に納得したとしても、直ちに共犯供述を拒否するよう陪審に勧告する心の準備を裁判官は整えておくべきだということ。それらはいずれもコモンセンスの諸原則、道德規範、陪審宣誓の神聖さに違背するように思われる。」

首席裁判官のこの主張はウイグモアを動かし、彼はそれを反復強調した。ウイグモアは共犯者の供述不信の本質的理由は他人をまき込むことを条件に免除の約束を与えられているかも知れないというところにあると指摘した。しかしウイグモアは、その不信はそれを起こさせる理由と範囲を同じくすべきであるから、免除約束がない場合でさえ機能するような不変のルールを作るべき合理性はなにもないと言った。また彼は次のようにも述べている。「信用性とは捉えどころのない多様性の問題である。したがって取引の有無を問わず所与の人の話を信用してはならぬと事前に決めつけるのは不可能かつ時代錯誤である。」¹⁵⁾

証拠法の権威によって出された後者の意見はイギリスでは完全に無視されている。表面的にはそれはわが裁判所で考慮されたことはない。ウイグモアの祖国でもルール変更の点ではそれほど進展はない。警告の要件を廃止する提案がニューヨークでなされたが、実を結ばなかった。¹⁶⁾しかしアメリカ法律協会の模範証拠法典が右ルールを全面的にオミットしているのは意味重大である。

犯罪者は処罰さるべきだとの公益要求と厳格な証拠法とを融和させることの困難さは、上院上告委員会まで行ったクラハム広場刺傷事件によって十分に示されている。⁽¹⁷⁾ 実際に上告審判決を下した大法官シモンズ卿は共犯の補強に関する二種の控訴審判決を検討した。若干のケースによれば、補強されていない共犯供述にもとづいて有罪認定する危険性を裁判官は陪審に警告すべきだとのルールは単に実務上のルールにしかすぎない。そして事実上補強証拠が存在するならば、警告を欠いても有罪認定にとって致命的ではない。他の控訴審判決によれば、右ルールは、一つの法であり、たとえば補強証拠があったとしても、警告の欠如は致命的だろう。ただし裁判所が一九〇七年刑事上訴法四一条一項但書にもとづいて行動できる——すなわち特別警告が発せられていたとしても合理的陪審は必然的に同じ結論に到達したであろうと考える場合は別である。これらのケースのいずれもが上院への拘束として働かなかつた。それらうち、どれが望ましいルールを主張しているかを検討する代わりに、シモンズ卿は次のように言明したにすぎなかつた。第二のしかもより厳格なルールが圧倒的な権威を持ち、そしてそのルールが採用されるべきである。

より厳格なルールの実務における効果はそれが如何に解釈されるかに依る。前掲の事件の審理にさいしてシモンズ卿は青年被告人デーヴィスがナイフを所持し提出した唯一のギャング仲間であるとの証拠を検討した。独立の証人がそう語り、デーヴィスのポケットに血痕が付いていた。これはデーヴィスにとって不利なかなりの程度の証拠であった。しかしシモンズ卿は、たとえその問題が争点であったとしても、控訴裁判所が前記但書にもとづいて行動し、有罪判決に対する上訴棄却を正当化するに足りるとは言わなかつた。しかしながらこの点についての彼の沈黙が上院による他の上訴棄却方法の発見という事実に貢献しているかも知れない。

これは「共犯」という専門用語について狭い解釈を採用した結果であつた。上訴審で激しい議論の対象となつたのはもう一人の若者ローソン——彼は同じギャング仲間、同事件で分担した共同暴行ですでに有罪判決を受けていた

(151) ————によってなされた証言であった。ローソンは謀殺罪への加担という点では無罪とされていた。なぜならデーヴィスがナイフを持っていた事実を彼が知っていたとする証拠がなかったから。デーヴィスの謀殺罪公判———そこではローソンは訴追側のために証言していた———において、裁判官は陪審に対し共犯警告を行わなかった。にもかかわらず上院は警告不要として有罪を維持した。ローソンはデーヴィスの訴因つまり謀殺罪の共犯ではなかったから。彼はより軽微な暴行の共犯でしかなかったのである。

この決定は奇妙な結果をもたらす。もしデーヴィスが暴行で告発されていたなら、ローソンは共犯であり、警告が必要とされたであろう。実際にはデーヴィスは謀殺で告発されていた。しかしこの謀殺はローソンも加担した暴行を包含していた。かかる条件下で補強法則が適用されない状態のままに押えることは技術的運用以外のなものでもない。⁽¹⁸⁾

第四節 補強の技術（共犯）

共犯者の供述への不信についていかなる理由ないし理由の欠如があるにせよ、補強について説示を行う必要は法の一部であるから、その機能の検討に若干のスペースが割かれてもよからう。いくつかの点において共犯ルールはその本来の意図や司法の実際的必要性との関連をすでに失っている。⁽¹⁵²⁾

右の法のもとに要求される補強証拠は被告人を有罪に追い込むある特別の資料についての、しかもきれいな源からの証拠だと裁判官は陪審に対して説明するはずである。⁽¹⁹⁾ 現行法のポリシーにもし効能が付与されるとするなら、たしかにこれは補強とは通常なにを意味すべきかを示している。しかし、よりゆるやかななかで十分だとする場合の諸条件を頭に画くことは可能である。基本的に要求されるものは共犯者の証言の真実性につき十分な確認を提供する条

件である。たとえば共犯者が犯行で非常に小さな気のりのしない役割しか果たしていないことを証拠が示していると想像せよ。さらに、彼がこれまで心から後悔して警察を助けるために——盗品を回復できるような情報を警察に提供するといった——努力を尽したと仮定せよ。たしかにこの種の事実は証拠——それは技術的補強を欠くけれども——にもとづいて行動する資格を陪審に与えるに十分であろう。しかし、補強証拠なしの証言にもとづいて有罪認定するのを安全とするような条件下にあると陪審に告げる資格が裁判官にあることを示す指標は、既決のケースには存在しない。標準的公式によれば、裁判官が陪審に告げる資格のあることは、補強されない証言にもとづいて有罪認定することとは危険であるが、「陪審にはそれが妥当だと考えるならそうする権能が付与されている²⁰⁾。」

(153)

現状ではこの種の説示は自分の首を締めるようなものである。世代の経験が危険だと示していることをやることのできるのだと陪審に告げているように見える。確かに、もし補強されない共犯供述に依存することは危険だと陪審は告げられるべきだとルールが将来できるなら、同ルールは不当な危険警告を発する必要はないとの制約を受けることとなる。ただし、特定の共犯供述が例外的に十分な信用性の徴表を示していると裁判官が考えた場合に限り。右の場合においては、陪審は正確にどのような証拠上の特色を固有のもっともらしさを証拠に付与するものと見なすことができるかを、裁判官は陪審に対して説明すべきである。

被告人の行為、たとえば偶然的裏付けを伴う嘘のアリバイ抗弁が補強証拠となりうるということがこれまで主張されてきた²¹⁾。しかしまた被告人が証言台に立って訴因を否定しないとしても共犯警告はなされねばならぬとも言われてきた²²⁾。このような扱いはあまりにも被告人に親切すぎないか。すでに定着している事実であるが、被告人に不利益な唯一の証拠が補強されない共犯供述だという理由のみで、裁判官は事件を陪審から撤収しなくてもよい。同様に陪審は右の補強されない証拠で有罪認定することができる。それゆえ、共犯者が証言すると被告人は——もし彼が返答で

(154) きるなら——自らを守るために応答を余儀なくされる。もし被告人がこれら条件下で証人席に入らないなら、共犯者の補強されない供述で有罪にする危険性を陪審に対し強調することがなおも裁判官に期待される理由を理解するのは困難である。被告人の供述拒否は補強証拠にはならないにしても、少なくとも警告を不必要にする証拠としては十分というべきである。

補強のルールに課せられたこの種の望ましい要件についてのもう一つの例として、被告人の有罪が何人かの共犯者によって証言されている場合を考えよ。控訴裁判所は次のようにいう。これら共犯者のすべての証言は補強警告を必要とする。しかも共犯者らは相互に補強しようと裁判官が陪審に告げることは誤りである。⁽²³⁾

ときにこれは理解し易い見解だと言えなくもないが、それにしてもあまりにも断定的ではないだろうか。共犯者の証言を疑惑の目で見える理由は彼が恐怖ないし悪意から故意に嘘をついているかも知れないということにある。二人の共犯者が同じ動機で行動して同じ嘘を思いつくことはありえないことではない。しかし互いに独立して一致した詳細な嘘を作り出すチャンス、しかも反対尋問に耐えるチャンスは確かに非常に小さい。怪しい証言は怪しい証言を補強できないとの発言中には皮相な論理しか存在しない。もし二つの源からの証言の一致がそれを真実と仮定する以外に合理的に説明できないとしたら、怪しい証言も怪しい証言を補強できることとなる。

非常によく似た問題が右の類似犯行について共犯者によってなされた“類似事実”証言に関連して発生する。Dが起訴されているとする。事故の抗弁を叩くため、または他のなんらかの適法目的のためある証人がDは外に類似犯行を犯しており、自分は共犯だと証言する。この類似犯行についての右証言には共犯警告が必要だと裁判官はいう。⁽²⁴⁾しかし次のことは明らかであろう。その証言事項について共犯者が嘘をついている確率は、彼が起訴されている犯行に關しては被告人は誤認起訴の犠牲者だとの確率と比較して考えるなら、証言がそれぞれ別個に扱われた場合の誤りの

確率よりもはるかに小さな合成確率である。

合理的に判断すれば、一個の証言は他の証言を、いずれの証言も一つだけでは十分ではないが、強化し支援するであろう。これを言い代えれば、被告人は起訴事実に関連する情況証拠によって大きく疑いをかけられよう。そして他の犯行についての共犯者の補強なしの証言は問題に決着をつけるのに理論的に十分とされよう。そのような状況下では、一共犯者の補強されない証言にもとづいて行動するのは危険だとの格言を無分別にくりかえすことは間違いのように思われる。

第五節 共同被告人のためのルール

もしも補強法則が前述のようなやり方で被告人保護の点で限度を超えるなら、外の諸点で同法則は自らの公然たる目的を奇妙にも達成できなくなるだろう。それらの幾つかを後に性犯罪との関係でとりあげるが、ここではその一つをとりあげるにとどめる。王冠証人となって訴追側証人として出廷する人物に関しては共犯警告が出されなければならぬが、同警告を発するよう要求する厳格なルールは明らかに相被告人同士の間では適用されない。二人の者が併合起訴されて無罪の答弁をなす場合、その一人が証人席でいうことは（承認の形であろうと告発のかたちであろうと）、それがもう一人と関連するかぎり、その者に不利益な証拠となるであろう（一四一頁）。いくつかの判例は右の証言に関しては陪審に対する警告は不要だという⁽²⁵⁾。訴追側証人としての共犯者と相被告人としての共犯者との間に置かれた区別は良識に反する。というのは刑事訴追に対抗して自分を守ろうとする者はすでに判決を受けた者よりはるかに強く恐怖の影響を受け易いからである。

したがってごく最近のケースは被告人が証人となるケースでは陪審に対してある種の警告が与えられるようにと要

求し始めている。二人の被告人に対する一個の訴追においては、共犯警告は「厳格に」発せられる必要はないけれども、補強証拠（より正確には確認証拠）が求められるべきだと陪審が警告されるのが望ましいと言われている。⁽²⁶⁾ 裁判官が確認についてのこの警告を伝えないとしても、有罪判決は維持されるであろう。^(26a)

(157) 有罪・無罪を決定するのが陪審の仕事なので、時には二人の被告人の間で明白に一方が有罪、他方が無罪といった方向に事件が発展することもある。この種のケースでは手続上いかなる種類の共犯警告をも必要としない。なぜならたとえ各被告人が他の被告人にとって不利な証言を行ったとしても、一人の有罪は自動的に他は無実であり、共犯でもないとの発見に相応するからである。同時に右の状況は十分な配慮がなされないと誤判も起こらないではないことを示している。各被告人は罪を他人になすりつけようとする強い欲求に駆られている。その者が誰であっても、有罪被告人は責任を相被告人に転嫁するもつともらしい物語を作り出すのに有利な地位にあると言ってよい。そして陪審は次のように考えがちである。有罪について疑問のあるケースでは両者とも釈放されるべきだということを理解せずに、被告人らから一人を選んで同人を有罪としなければならぬと。

第六節 補強法則（共犯）に価値があるか

諸ケースの検討のうちに心に残る疑問は、複雑性と技術性との二点において共犯法則が合理的な限界を超えてしまっているのではないかという点である。理性的な刑事司法システムにおいては、共犯警告がなされたか否かの問題は有罪が維持されるべきか否かの評価にさいして考慮されるべき一項目にしかすぎないと解すべきか否かである。現在では、正確な言葉による警告がなされていないとわかったときには、有罪判決は、ほとんど目の子勘定で破棄されている。同ルールはどう見てもあまりにも厳格なので、もしも「補強」という魅力ある言葉が使われていなかったら、証

抛許容の危険性についての陪審の警戒がどのように大きくても控訴裁判所の詮議を通過しえないであろう。

最近の一ケース⁽²⁷⁾では、事実審裁判官はある特定証人の供述を自ら自白した嘘つき泥棒の供述だとして陪審に対し慎重に扱うよう警告した。しかし彼は同証人を共犯者だと考えなかった。控訴裁判所は同証人が犯行に加担している証拠があったと考え、補強証拠への言及の欠如を理由として有罪判決を破棄した。控訴裁判所には特定事項について被告人の釈放を正当化するに足る疑問点があったのかも知れない。しかし同裁判所は実質問題に入り込まなかった。被告人が適切な指示にもとづいて陪審によって釈放されるチャンスを失ったがために有罪判決は破棄を余儀なくされたにすぎないとの見解を支持したからであった。次のように考えることが許されてよいであろう。一審、二審の両者においての司法裁判所の妥当な機能は被告人が犯罪を犯したとされる証拠が明らかか否かを判断することであって、単にある厳しいルールの違反によって被告人が陪審裁判を受けるチャンスを奪われたか否かを決定することではない。

第七節 性犯罪事件における補強法則

強姦および類似犯罪の裁判においては被害者の補強されない証言にもとづいて有罪認定することは危険だと陪審に教えることが実務の実際である。⁽²⁸⁾ 同ルールは猥褻暴行またはホモを含むならかの性犯罪に適用される。⁽²⁹⁾ それにはもつともな理由がある。なぜなら右の諸ケースはとりわけ誣告——それは性的神経症、妄想、ジェラシー、恨みまたは少女による過去の性行為の同意（そのことを今は恥じている）についての単純な否認に起因する——の危険性にさらされているからである。これら種々の可能性の中で最も微妙なものは心理複合に関連するものである。ウイグモアは女性が男性に対して行った数々の偽告発を再度引用して動機の一つを次のように説明する。

「不貞な（と呼ぶこととする）心理状態は語り手がヒロインもしくは被害者となっている観念的な事件の説明に偶

然だがズバリ表われる。表面的にはその語り口は率直で説得力を有する。しかしながら真の被害者は右のようなケースではあまりにもしばしば無実の男性である。というのは、前掲のようなまことしやかな物語が裁判所——それは不当な女性に対してごく自然に関心と同情とを寄せる——によって容易に信用されるからである。³⁰⁾」

細部にわたっては一、二の違いはあるが、一般に性犯罪における補強の要件は共犯証拠法と同様である。右の二つの補強法則を比較して、ある機会に控訴裁判所は性犯罪告訴において補強を要求する論拠は共犯事件の場合より弱いとの見解を示した。「被害者たる少女の証言は共犯者の証言と同じ平面に位置するとの主張を、当裁判所は認めることができない。かかるケースにおけるこのような反論は連座に起因するのではなくて、宣誓証言対宣誓証言をどう考えるかに起因する。³¹⁾」

資

料

その反論の根拠がこれよりも強いことは確かである。証言が相対立する二宣誓証言のいずれかである場合に有罪認定するのは危険だと陪審は警告されるべきだとの一般的理由はなにもない。性犯罪事件で警告を要求する顕著な理由は、経験の示すところによれば告訴人の証言は常識人の眼には映らない心理過程によってゆがめられているかも知れないということである。事件における自分の分担をできるだけ小さく見せようとする共犯者の証言にもとづいて有罪認定する危険は知的でない人にとってさえ明らかである。通常のケースでは被告側弁護人からの発言は慎重な配慮を要する事項として陪審の注意を喚起するに足りる。一方、性犯罪のケースでは前記危険は明白ではない。さらに、もしも告訴人が若い女性——彼女の外観は陪審の同情や保護者的感情に強く訴える——であるなら、性犯罪のケースでは被告人に不利な先入観をもって手続が開始される傾向がある。

第八節 性犯罪における証言テスト方法についての提案

性犯罪ケースにおいては裁判所は訴追側提出証拠の真实性テストのために異常な努力をなすべきであり、陪審への警告を以て能事足りりとすべきでないことは当然である。これはウイグモアの意見である。真実、彼は適切な科学的研究が警告の必要性に取って代わりうると考えていたと思われる。彼はこう記している。

「現代心理学の見地においては、この技術的な補強法則——それが性犯罪事件における告訴人ないし証人の信頼性を決定する妥当な手段として、頼りにされているとしても——は粗雑で子供じみた手段にしかすぎないように思われる。男性犯人に対する告訴にさいしての女性証言の真实性テストの問題は経験豊かな心理学者をも当惑させるに足りる。この……ルールには不幸にも目の子勘定に信をおいている傾きがある。「しかし」真の解明手段としての、特定証人の心理状態についての専門家による科学的分析に頼るように説いた方がよい。……女性告訴人の履歴や心理構造が正規の医師によって診断されていないかぎり、裁判官は決して性犯罪事件を陪審に送るべきではない⁽³²⁾」

なるほどウイグモアによって引用された例証的なケースによれば、被告人の保護のために必要なものは女性告訴人についての診断書のみでなく、彼女に関する社会調査報告——たとえば彼女が過去において他の男性に対し類似の告発をしているか否かを明らかにする——でもある。ウイグモアは次のように提案した。その性格と行動——彼女が以前に男性に対して行った偽告訴を含む——に配慮することを裁判所が認めるよう証拠法は修正されるべきである⁽³³⁾。

(162) これらの提案には幾つかの難点がある。「近代心理学」は——ペントタールのような「自白促進薬」の使用によってもまず第一に証人の抗弁がいくらかでも解明されないとしたら——巧妙な嘘を暴く確実な手段を知る精神病医を生み出すほどにまだ発達してはいないということとなる。このような状態で女性告訴人に診断を受けさせることは深刻な侮辱であろうし、告訴権の行使を——それらが十分根拠づけられている時でさえ——妨げるおそれもある。

アメリカにおける「嘘発見器」(ポリグラフ技術)の発展は簡便な手段による嘘の暴露についてわれわれに望みを抱かせてくれるし、また女性告訴人は嘘発見器にかけられるべきだと要求は被告人に関してなされた同種の提案に対する反論にとっては受け入れがたいものである。不運にも、イギリスではポリグラフテストはほとんど完全に無視されてきた。イギリスの法律専門家はこの器具を用いてのアメリカ実務家中のベストメンバーによってえられた成功に対して冷淡であり、その成功について無知でもある。ところで、イギリスでポリグラフを使用するための努力がなされたとしても、その表示の解読に習熟した者を見いだすことは九分どおりできないであろう。

女性告発人の証言テストのため可能な改善は将来の問題である。当分の間、補強警告を要求するルールは、性犯罪告訴の特殊な危険性を法律手続に反映させたほとんど唯一の方法としてその重要性を保つであろう。

第九節 補強の技術(性犯罪)

(163)

共犯警告と同様、性犯罪関係の補強法則もいくつかの点で厳格すぎるものとなっている。たとえば、証人は自らを補強できないから、事実審裁判官は陪審に対し女性告訴人の以前の告訴が彼女の公判廷証言を補強できると指示してはならぬとこれまで主張されてきた。³⁴この理由づけは、補強のルールの要点を全体として誤解している点で、偽りの論理以外のなものでもない。

確かに陪審は告訴が作りごとでないことを示すのに説得的でないかなる証拠もを勸案する権限を持つべきである。さて、事件後間もなく女性告訴人によってなされた告訴の状況は説得力という点では最も強力といえよう。一少女が悲歎にくれて母親の許へ走り、性的攻撃を訴えるなら、彼女が襲われたことが明らかなら、さらに彼女が被告人を犯人の男——彼を彼女はよく知っているので同定の誤りの可能性は全くない——だと指摘するなら、告訴が意識的な虚偽

にもとづく危険性——彼女が故意に真の攻撃者の名前に代えて被告人のそれを出しているということ——は確かに取るに足りない。それよりはるかに大きな虚偽証言の危険性が司法の日常過程の一部として受容されている。

刑事控訴裁判所の近時の判決は前記の多くのケースにおいて正義の実現を可能ならしめた。少女への性的攻撃の告発においては、彼女の告訴は補強証拠にはならないが、彼女の苦しみの状況は補強証拠となることが判決で支持された。⁽¹⁶⁴⁾ 公判に付されたケースは独立証人が事件直後の彼女の非常な苦しみを目撃したと語ったケースであった。すると

裁判所は苦しみの唯一の証拠が少女の母親の語ったことであつたなら、事情は変わっていただろうと述べた。そのケースでは、陪審は母親の証言にあまりウエイトをかけるべきでないと説示されるべきだつたと言われている。しかし母親の証言を割り引く固定的なルールがあつてよいのであろうか。なるほど、母親の証言の軽視の根拠として裁判所の示したものは源が母親だつたということではなくて、少女の苦しみの証拠が「告訴内容そのものであり、告訴した右少女が演技して苦しみを装つたのもっともだ」ということであつた。たしかに演技の可能性は陪審が留意すべきことではあるが、右の苦しみが真実か否かを決定する以前に多くの状況に配慮しなければならぬであらう。その少女の訴えと同時に苦しみが看取されたとの単なる事実はその真実性の唯一の基準とされるべきではない。

現行法の不自然さについてはもう一例を挙げる事ができる。異なった性犯罪告訴人はたとえ異なつた事実について証言するとしても互いに他を一般的に補強はできないと、刑事控訴裁判所は判示している。ある学校長がイギリスの別の地域で異なつた少年達に対して行った猥褻行為で告発される。各少年が自分に対してなされた行為について証言し、裁判官は陪審に対し——少年らの間に虚偽の物語を作り上げるための相談がなかつたと認められるならば——各少年の証言は互いに他の補強証拠となりうると説示する。その結果としての有罪判決は説示の誤りで上訴審で破棄される。⁽¹⁶⁵⁾ この例は証拠法の行きすぎではないであらうか。少年らが証言にさいして打合せをしていないことが明らか

なら、少年らが全く偶然的に彼らの悪意ないし性的幻想を同一の無実者に集中したとの確率は確かに小さくなる。

すでに論じられたように、右の状況の中で裁判所を誤らせているものは、補強証拠とするために探し求められるべき材料に証拠法上の技術的ルールを適用してきた事実である。合理的に考えれば補強証拠は証拠法上の正規のルールのすべてに服従すべきものではない。なるほど、犯行を犯す機会があったことおよび同種の犯行をすでに犯していることを示すだけである人を有罪とするわけにはいかない。しかし、被告人が犯行を確かにやったとの直接証言を証人が行い、同証人が嘘つきだとして攻撃されている時には、その異議申立は単に一証人のみでなく相互に完全に独立して証言している多くの証人に対しても発せられている、と考えることは決して不当ではない。証人が嘘をついている可能性は常に存在し、その可能性は性犯罪ケースではむしろ決定的と言ってよい。しかし、証人が二人いて、彼らが互いに相談しておらず、かつ異なった事実について証言している事実が示されるなら、右の可能性は大いに縮小される。そしてもし第三の証人が導入されるなら、故意的な虚偽の可能性はさらに小さくなるであろう。

資 料
(166) 今引用されたケースの示す原則の適用は、補強証拠として提出された証拠が「類似事実」法則のもとでは許容されない場合に限られることに注目すべきである。右の原則は要するに、正規のルールで許容されない証拠は補強目的でも許容されないということである。前記学校長の抗弁は、いわれるような事件は全く起こっておらず、すべては少年の想像の産物ということであった。刑事控訴裁判所の見解によれば、類似事実証拠はいかなる告発でも許容されないから、各告発は別個に検討されなければならない。そして排斥された証拠は補強証拠にはなりえない。同裁判所の所説では、もし被告人が同定の抗弁（犯行は誰かによって行われたものであるけれど犯人は自分ではないと言う）なし過失の抗弁を出していたら、結果は異なっていたとこのケースでは、後に（二二九頁）研究されるルールのもとで類似事実証拠も許容されていたであろう——しかし同証拠が補強証拠となっていたか否かの問題に

は裁判所は立ち入らなかつた。

これは類似事実証拠法の中にきわめて困難な区別を設けることを意味する。というのは区別設定の必要性を保障する十分な理由を見いだしえないからである。なぜ被告人の同種犯罪についての証言が、「誰かがその犯罪をやった。しかしそれは私ではない」と言った場合には許容され、「誰もその犯行をやった者はいない」と言った場合には許容されないのか。実際、後者のケースでも類似事実証拠が許容されるとする注目すべき判例がある。⁽⁹⁷⁾

(187) いずれにせよ、類似事実証拠が許容される場合には、たとえそれ自身補強を必要とする性質のものであっても補強証拠となりうるとする判断には現在裁判所の支持がある。言い代えれば、異なった性犯罪における二人の証人は相互に他を補強できる。問題のケースは軍法会議上訴審でのサンダース事件（一九六二年）である。⁽⁹⁸⁾ Dは猥褻行為で告発された。彼は事故（すなわち意図の欠如）の抗弁を提出した。すると同抗弁を叩くために以前発生した事件について証言する一証人が喚問された。この証言は事故の抗弁を反駁するためとの理由で異論なく許容された。しかし問題は性的攻撃を訴える証人が別の補強を必要とするか否か、また同証人の証言と告訴人の証言とが互いに補強証拠となるか否かである。この疑問は上訴審ではそのままにされた。なぜなら、当該証拠が法律上補強証拠に相当するか否かを別として、補強に関する適切な警告が裁判官によってすでに出されていたからである。しかし、控訴裁判所の二裁判官はその状況下では補強の説示は不要だったとの意見を表明した。⁽⁹⁹⁾

第一〇節 事実審裁判官への証拠法適用要求の欠如（性犯罪）

上述の諸点では裁判所は被告人保護に傾きすぎないように見えるけれども、不十分ではないかと考えられる点が外にいくつかある。補強に関する唯一のルールは陪審に警告が与えられるべきだとする要求であり、そこには大きな危険

が横たわる。たくさんの事例で次のように判示された。(共犯警告のケースとまさしく同様に)どの証拠が補強証拠となりどれがならないかを陪審に示すためにその証拠を調べることを事実審判官は要求されないと。⁽⁴⁰⁾かくして証拠問題については、なにも知らない陪審が公判裁判官の助力もなしに法と論理の問題の解決を期待されていることとなる。右のルールの不十分さは、公判裁判官でさえ証拠が補強証拠に値するか否かについてひどく迷ったケースからこれを引き出すことができる。トラীগン事件(一九五六年)⁽⁴¹⁾においては、一学校長が一一歳の少女への猥褻行為で告発された。彼は彼女を「軽く叩くか押しのかした」ことは認めたが、それ以外はなにも認めなかった。四季裁判所議長代理はこの自認は少女の証言の補強証拠となると説示し、そして被告人は有罪とされた。上訴審で同判決は説示の誤りを理由に破棄された。明らかに、猥褻行為の告発の主要点(とりわけそれが学校長に向けられている時)は猥褻罪である。軽く叩くこともしくは押しのけることの承認が暴行(実はそうでなかった)の自認だとしても、それは猥褻行為の承認ではありえない。実際のケースでは、その誤りを訂正することは可能だったであろう。しかし以下のことを想起すると心穏かでない。もしも議長代理が率直な言葉で陪審に指示しないで、単に抽象的な補強法則を伝えたにすぎないとしたら、陪審は議長代理と同様に補強の意味を誤解し、そして被告人は有罪とされて有効な上訴手段を失ってしまったであろう。

なるほど、このケースの判決にさいして刑事控訴裁判所は法律的に補強証拠と見なされる証拠を指摘するのは裁判官の機能だと述べた。これは望ましい実務ではある。しかし不幸にも、それを法的要件と定めることはこれまでの一連の判例と矛盾することとなる。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾

しかしながら、刑事控訴裁判所は二つの方式で公判裁判官の義務を拡大してきた。

(a)かつて公判裁判官は一般的な用語で補強が望ましいと陪審に示すことが要求されたにすぎなかった。今では彼は

(170) なにが補強証拠でなにがそうでないかといった実際的な例証を必要とする要件の性質についてまで説明しなければならぬ。⁽⁴⁴⁾ もし彼がそこまで理論的説明をしなければならぬとしたら、事案のどの事実が補強証拠となり、なにがならないかについて易しく伝えることによって、なぜ陪審のために問題を単純化するよう要求されてはならないのか、その理由を理解するのはそう容易ではない。

(b) また次のような判示もある。もし補強証拠がないなら、公判裁判官は陪審にそう伝えなければならぬ。なぜなら、さもなければ彼の沈黙によって陪審は証拠中に補強証拠となりうる事実があると考え、自分らの唯一の仕事はそれを見つけて出すことだと思ひ込むからである。⁽⁴⁵⁾ この歓迎に値するルールは、補強証拠と解しうるなんらかの証拠が存在するとしても、陪審はなにがそれなのかについて告げられる必要はないとのルールを依然としてそのまま残している。したがって、もし陪審がこの証拠を信頼せず、実際はそうでないのに他の証拠を適法な補強証拠と誤解するならば、彼らの間違いに誰も気づかず、その結果なんの救済も行われぬこととなる。^(45a)

第一節 無補強証拠にもとづく陪審の有罪認定権（性犯罪）

現行法のもう一つの欠陥は、警告にもかかわらずその真実性に満足なら補強されない証拠にもとづいて有罪認定できると陪審に告げることによって、裁判官は陪審への警告を無効にすることができるとである。⁽⁴⁶⁾ これは共犯警告のためのもそれと同じルールである。しかし、右ルールの存在は共犯証言のためには異論がないにしても、性犯罪事案にとっては危険のように思われる。性犯罪事案において警告を発する完全な理由は、告訴している証人に存在する深刻な心理的異常の可能性を通常人は——彼がそのことに関心を抱いた後でさえ——理解できないという点である。そのようなケースで経験的に必要とされる警告を無視できると陪審に告げることが、災難を招くことに外ならない。事件直

後の証人の自発的訴えのような——陪審に役立つ補強証拠に技術的には値しないが——強力な事実を指摘することが公判裁判官に許されていたなら、実際、右の事情は変わっていたであろう。しかしおそらく、もし公判裁判官がこのようなやり方で陪審を助けるなら、有罪判決は不当説示を根拠に上訴審で破られるであろう。

時々、その危険について適切に警告されている陪審によってなされた補強証拠なしの証言にもとづく有罪判決が上訴審において、一九〇七年刑事上訴法四条一項のもとで非合理もしくは証拠不十分で破棄されている。⁽⁴⁷⁾しかしそのような状況下での上訴裁判所の介入は例外のように思われる。同種の一事案において、評決をくつがえす裁判所の権能は「きわめて慎重に」行使されるべきだと裁判所は述べた。⁽⁴⁸⁾

資 料

(172) 若干の性犯罪ケースがこれまで国会によって適法な補強要として取り上げられた。この要求は命令の性格を持つので、陪審は補強なしに有罪認定することはできない。⁽⁴⁹⁾なぜその要求がすべての性犯罪ケースにまで広げられないのか、その理由を見いだすことはむずかしい。そのような拡張が実現されるためには、補強の意味についてより機能的な定義がなされることが必要であろう。

第一二節 上訴関係での補強法則の厳格性（性犯罪）

手続ならびに証拠についてのルールが守られている場合に陪審評決への介入を嫌う上訴裁判所の姿勢は右ルールからの離反があった場合に容易に有罪判決を破棄する姿勢と調和している。(a)公判裁判官が補強警告を出すことを怠ったなら、通常、有罪判決はその事由のみで破棄されるであろう。刑事控訴裁判所が証拠上有罪が明白かどうかを考えるために一息つくということはまずない。⁽⁵⁰⁾ (b)もし裁判官が陪審への説示にさいし誤ってある証拠を補強証拠と指摘するなら、同様な態度がとられるであろう。⁽⁵¹⁾ (c)もう一つの致命的な誤りは公判裁判官が彼自ら事実問題を裁きつつある

との印象を陪審に与えることである。前述のごとく、裁判官は陪審に対し自分の警告を無視して補強なしに有罪認定できると告げることが出来る。しかしもし裁判官が補強証拠は十分にあるから陪審は補強問題に自らかかわる必要はないと意見表明し、陪審がそのあと有罪評決するなら、上訴裁判所は有罪判決を破棄するであろう。⁽⁵²⁾ その論理は右のように陪審に説示することによって裁判官は陪審の機能——補強証拠か否かを決定する——を侵しているということである。だが上訴審での問題は実際に有罪判決を正当化するに足る補強証拠があったかどうかではないのか。

第一三節 隠された性的要素

虚偽証言の危険は女性告発人が性的動機によって行為に出ているすべてのケースに存在する。とりわけ匿名の手紙を書いた事件においてそうである。このことは互いに著しく類似する二つのケース——その全容は裁判官の回顧録に記されている——ではっきりと示されている。

その第一はアルフレッド・バックニル卿によって語られたもので、第一次世界大戦前に起きたケースであった。その事件でミセス・アリス・ジョンソンと名乗る一婦人は身に覚えのない告発で三度有罪とされ二度投獄された。⁽⁵³⁾ 告発事實は隣人のウッドマン夫人を殺すと嚇した手紙を出したというものであった。後に明らかにされるが、実際はその手紙はウッドマン夫人自身によって書かれたものであった。ところで彼女は非常に冷静かつ不撓の悪意を持っていたので、第一事件をでっち上げてジョンソン夫人を牢獄に送り込んだだけでなく、同夫人が出獄するや否や逆戻りさせるために第二事件をもでっち上げた。

そのケースは、ジョンソン夫人の有罪に必要と考えられた証拠の貧弱さのために、不愉快な事案である。しかし、神経疾患者がしばしば匿名の手紙を自分あてに書き、ときにそれを自覚さえしないとわかったのは一九一二年である

が、そのことは現在の方がおそらくよく知られている。ウッドマン夫人の証言は別として、二個の情況証拠がジョンソン夫人にとって決定的に不利であった。その第一は、匿名の手紙が被告人しか知らない——そのことはきわめて容易に推測可能であったが——一定の情報を暴露していた点であった。この情報が手紙に盛り込まれた、明らかに無目的なやり方は鋭敏な質問者に真実はなにかを示唆していた。すなわち次のことを暗示していた。その情報はジョンソン夫人を陥れるためわざとそこに入れられたものであり、いわれるほどに不器用に告白する可能性が同夫人にあったともほとんど考えられない。

第二に、ジョンソン夫人の屋敷からウッドマン夫人の家の庭に物が投げ入れられたとするややあいまいな証言にもとづいて、手紙もこのようにしてやってきたと主張された。アルフレッド・バックニル卿の指摘のごとくこの証拠にはほとんど価値がなかったが、不当な重要性を付与された。彼はアルダーソン男爵の次の言葉を引用している。

「人間の心には諸状況を喜んで調整する傾向があり、必要ならばいささか強制を加えてまでそれらに関連する一体の各部分として構成しようとする。そして個人の精神が創造的であればあるほど、それだけ同精神は右の問題を検討するにさいして、行きすぎやミスリードを犯し、欠けている小さなリンクを供給し、以前の理論に合致しかつ同理論の完全化に必要な事実を当然視しがちである。」⁽¹⁷⁵⁾ここで「創造的」という用語は軽蔑的な意味で用いられているに違いない。というのはこのような誤りを犯すことは真に有能かつ鋭敏な精神の特徴ではありえないからである。

同ケースは他の気がかりな特色を示している。ジョンソン夫人は彼女の第二と第三との両裁判において適当な法律扶助を拒否された。なるほど第二回公判においてはちょうど法廷に居合わせたパリスターが弁護を依頼されたが、結果が証明のごとく、かかる間に合わせの法律扶助は事前に完全に準備された弁護の代わりにはならなかった。次いでジョンソン夫人は精神状態の調査もされないで動機わからないままにそれぞれ六カ月と一年との実刑を宣告され

有罪の証明

た。たとえ罪責が明白に証明されていたとしても、このようなことが再発しないよう、人々は望んでいると思われるが、たしかな保障はない。

自分に不利な証拠がもろいものであったにもかかわらず、第一の有罪判決後の上訴申立をジョンソン夫人は許されなかった。結局、ジョンソン夫人の第一の誤判は彼女が第二の事件で公正な審理を受けること妨げた、つまり陪審員は同じ地域から来ていて以前の公判について知っていた、という事実は注目し値する。かかる予断偏見と闘う唯一の方法は弁護人が前公判の争点を再度持ち出して、前告発の証拠の薄弱という事態が再びくり返されようとしていることを示すことであつた。しかしジョンソン夫人の弁護人は警告もせず法廷そのものに臨んだので、右のような入念な弁護を行う機会を全く持てなかつた。

(176)

ウッドマン夫人の自白と有罪とによつてジョンソン夫人の無実が明らかにされた時、彼女が無条件赦免のみでなく五〇〇ポンドの刑事補償を受けた事実を知ることがイギリス刑事司法への信頼回復に少しは役立つであろう。

トラバース・ハンフリーズ卿は彼の自叙伝の中であわれなジョンソン夫人の事件に似た三つのケースを例示した。

一九二〇年に始まつた第三のケースにおいては、告発人はかつて悪い言葉を使つたり下品な批評を下したりしたのを見たことがないとされるスワン嬢（三〇歳）であつた。事実、彼女はきわ立ってしとやかで上品なタイプの女性であつた。彼女は隣人のグッディング夫人から猥褻な手紙が送られてくるとして告訴し、そしてほとんどスワン嬢の証言のみで有罪とされたグッディング夫人は一四日間の拘禁に処された。彼女が刑期を終えて釈放されたのとはほぼ同時に侮辱行為が再発した。彼女は再びスワン嬢によつて「訴追」⁽³⁾され、一年の懲役に処された。グッディング夫人は刑事控訴裁判所に上訴の許可を願ひ出たが、トラバース卿の説明によれば、「彼女は適法に陪審に手渡された証拠にもとづいて有罪とされていたので、彼女の申請は却下されたが、それは余儀ないことであつた。」

しかしながらグッディング夫人は内務大臣に恩赦を願ひ出た。彼が調査を実施したところ手紙をでっち上げたのはスワン嬢自身だと強く示唆する調査結果が出た。かくして内務大臣は事件を刑事控訴裁判所に持ち込んだ。同裁判所はグッディング夫人の有罪を破棄し、彼女は政府から補償金二五〇ポンドを給された。その直後もう一度侮辱行為が始まった。今度は警察もスワン嬢——彼女こそこれまでの事件の真犯人だった——にねらいをつけることができた。それでも彼女への最初の訴追は裁判官が証拠不十分としたので失敗した。四度目の侮辱行為が始まってもう一度起訴され、今度は成功した。スワン嬢に懲役一年を宣した裁判官は彼女の精神が正常だとは考えにくいと述べた。彼女が刑務所に送られたかどうか、精神病院に——当然そうあるべきだが——移されたかどうか、いずれにしても私は関知しない。

スワン嬢の二事件で訴追側代理人として出廷したトラバース・ハンフレイズ卿は証言台での彼女の印象について述べ、外見で判断するのは危険だと告白している。彼の所見では彼女は完全無欠の証人であった。「身なりはきちんとしており、答え方は礼儀正しくていい、彼女を事件の被害者と見なす人の期待にびたりと応える感じだったので、選ばれた人も欺かれてしまったのであろう。いやまさしく彼女に欺かれたのだ⁽¹⁷⁷⁾」

同事件についてコメントして、トラバース卿は永続的な価値のある二つの所見を述べた。第一にスワン嬢のグッディング夫人に対する二つの訴追は私人訴追として行われたものであった。それゆえそれらが始められる前に警察による検討を受けなかった。この批評に続いたイギリス私人訴追制度についての批判において、この種のケースは警察にゆだねられるべきだとの見解を示唆した。だがいささか驚くべきことに、法改正を提案するつもりはないと彼はつけ加えた。

(178) 第二に、トラバース卿は「同一方向の他の証拠がないかぎり、性的事件において関係女性の供述を十分な有罪証拠

として受け入れることはあまりにも危険である。さらにいえば、証人席の女性告発人が天使のごとく振舞いマドンナのように見えるからといって、右のルールは決してゆるめられるべきではない」との原則を提示した。彼は次のことも指摘した。すなわち猥褻行為の告発ならびに女性から男性への告発に関してはほぼ同じ効果のあるルールがすでに存在する。そのルールの適用は性的問題が多分に主証人の証言の内容であるようなケースにまで広げられる必要がある。猥褻文書誹毀のケースは明らかにこのカテゴリーに入る。しかしながら、初期のウッドマン夫人のケースは猥褻文書誹毀ではなくて殺人の脅迫に関係していた。それゆえ、匿名の手紙についてのすべての告発に対して特別のルールが必要のように思われる。

第一四節 子供についての補強法則

子供は暗示にかかり易く、時には架空の世界に生きることに憧れる。彼らは自己中心的で、真実を語る義務を決して素早く学ばない。⁽⁵⁵⁾ 少女についていくつかの例が報告されているが、それによれば彼女らは非行に喜んで加担するだけでなく、腹いせやおどしに進んで加わって無実の者をトラブルにまき込む。また次のように言われる。子供の告発人から供述を録取る女性取調人は誘導尋問を行って子供の口に物語を吹き込みがちなので、その子供は後には大まじめに暗示と事実とを混同する。⁽⁵⁶⁾

たとえこれらの危険が現在しなくても、子供の観察力や記憶力は一般に成人のそれよりもはるかに劣る。⁽⁵⁷⁾ 以上の理由からして子供の証言は慎重に検討されなければならない。そこで思慮深い弁護士は陪審に対し特別の警告が発せられるよう要求する。そのルールは次のようである。陪審はいとけない証人の証言を注意深く聴くよう指示されなければならない。また、その種の証言にもとづいて判断することは——それが被告発人をまき込む特徴点で補強されてい

ないかぎり——危険である。⁽⁵⁸⁾

不運にも、警告の機能は陪審に対して補強されない証言にもとづいて——全く同様に——有罪認定できると伝えることによつて合法的に弱められている。もしも子供が幼なすぎて宣誓の意味を理解できないとしても、彼が本当のことをいわなければならぬとわかつていさえすれば、彼の証言は彼の犯行のための手続においてこれを受け入れることができる。しかしここでは補強が法によつて要求されているので、補強警告が——実際には補強証拠が存在しないとしても——発せられていることだけでは有罪を支えるに十分ではない。⁽⁵⁹⁾

子供の補強を要求するルールは健全かつ必要なものであるけれども、それは前掲のような子供らとの秘密裡の吐き気を催すやりとりで有罪とされた人にとっては恐るべき障害である。かかる理由で右ルールは事件の要求以上に広げられるべきではない。これに関連して、現行法改善のための貴重な提案が一九二五年に「青年に対する性犯罪に関する専門委員会」によつてなされた。⁽⁶⁰⁾ 同委員会はこう指摘した。現在では若い子供の無宣誓供述は他の子供の無宣誓供述の補強証拠とはならないし、⁽⁶¹⁾ このルールは子供らすべてが同一事件について証言している場合にのみ妥当する。

しかしながらその子供らが異なった事件について証言している場合には、彼らが真実を語っている確率は比較にならないほど大きくなる。「少年が苦しみで泣きながら母親のもとへ行く。そして一人の男——その男は同じアパートに住んでいるAだと少年は指摘している——によつて猥褻行為をされたと訴える。二週間後にもう一人の少年——最初の少年とは無関係——が母親に対して類似の訴えをする。三週間後さらに他の二人と無関係——が同種の訴えを母親に対してする。三ケース全部で同一人物が犯人と目された。しかし、それぞれのケースにおける三人の子供の証言のいずれにも補強証拠は存在しない。警察はしぶしぶ訴追をあきらめる。」

かかる状況に対処するために、右委員会は次のように勧告した。議会はこの種のケースを包含できるように——多

分、その構想と体系とに關して証拠を拡大することにより——法改正を行うべきであると。右勧告に應じて法を強化する重要性は委員会で引用された次のケース——同事件では一人の男は幼児への猥褻行為で六回も法廷に引き出された——によって明らかである。

一九二二年三月二七日	五歳の少女に対する猥褻行為	撤回
一九二二年三月二七日	七歳の少女に対する猥褻行為	無罪
一九二三年六月二七日	三歳の少女に対する猥褻行為	無罪
一九二三年七月九日	六歳の少女に対する猥褻行為	却下
一九二三年十一月一九日	三歳の少女に対する猥褻行為	無罪
一九二四年六月二四日	四歳の少女に対する猥褻行為	一年の懲役

有罪の証明

(182) 最後を除くすべての告発の失敗は多分補強証拠の欠如による。委員会提案のルールが実施されていたなら、前歴証が利用可能と思われる一九二三年六月二七日の事件までは他の訴追も維持できたであろう。たとえ被告人が以前の

事件で告発されて補強法則のもとで釈放されていたとしても、明らかに訴追側は前歴証拠提出権限を持つべきである。⁽⁸²⁾

また子供らは記憶力が弱いのであるから次のような提案がなされてもよい。すなわち、以前のケースで行われた証言は、それによって有罪判決が出されていない場合に、記録・保存されるべきであり、若い証人によってなされた新証言との関係で必要性がなくても、後の事件で被告人に不利に許容されて然るべきである。しかしながら、これら法改正は立法を必要としよう。議会が一九二五年報告書を審議する機会をいまだに持っていないと指摘することはあ

るいは蛇足かも知れない。

〔注〕

- (1) 忠誠心衝動については Cecil Chapman, *The Poor Man's Court of Justice* (London 1925) 134 et seq. を見よ。
- (2) 若干の裁判官はこの被告人が他人に不利な証言をする前に彼を処罰するところまで手続を進める。そうしないと警察の期待する証言をすることで減刑を買うことができると彼が考えるかも知れないので、そうする方が望ましいとの意見もある。しかしながら、そうしなければならぬとする硬直したルールは存在しない。たとえば医学鑑定を待つとか、少年事件では「調査報告書」の作成を待つとか、種々の理由で判決の宣告を延期することがときに必要である。そして十分な理由が存在する場合には、彼が判決を受ける前に、それがどんな価値を持つにせよ、共犯者の証言録取に対する法的な反対はない。9 *Journal of Criminal Law* 9; 11 *ibid.* 415; Collins [1957] N. Z. L. R. 1176; Hinds [1962] *Crim. L. R.* 622 を参照せよ。

(3) 第二のケースについては Rowland (1826) *Ry. & M.* 401, 171 *E. R.* 1603 を見よ。

(4) 共犯証法法の完全な研究については R. N. Gooderson in (1952) 11 *Cambridge Law Journal* 208 を見よ。その初期の歴史については Pike, *History of Crime in England* i 287; Allen, *The Queen's Peace* (London 1953) 89; 7 *Canadian Bar Review* 520; Radzinowicz, *History of English Criminal Law* (London 1956) ii 43 et seq. を見よ。

グッターソン氏は、共犯者が訴追側のために証言できるもう一つのケース、すなわち公判が併合されないケースを追加する。Winsor (1866) *L. R.* 1 *Q. B.* 289 (*Q. B.*), 10 *Cox* 276, 326 (*C. C. R.*), 14 *L. T.* 567 (*Ex. Ch.*) などにおいて種々の上訴段階で計二十六名を下らない裁判官によって右のケースは判断された。この例外の背後にある原則を知覚するのはむずかしい。共犯者が訴追側証人として認められた他のすべてのケースにおいて彼に対する手続は中断されている。訴追側が分離公判を求めることのみによってこの制約から逃れることができるとしたら、それはおかしい。さらに、問題の例外は Grant [1944] 2 *All E. R.* 311, 30 *Cr. App. R.* 99, and Sharrock [1948] 1 *All E. R.* 145 とほぼほとんど調和しえない。それら判例において共同起訴でない場合でさえ、予備審問手続に対し無能理論の適用のあることが認められた。治安判事によって審理されるときには、究極的に公判が併合されるどうかはわかっている。Fletcher [1952] *C. L. Y.* 2122 を参照せよ。これら最後の三ケースはたしかに法的権威という点では Winsor よりはるかに劣る。だが Winsor は引用されず、討論もされなかった。異なった被告人らが同一犯罪に関係していなかった場合に無能理論が適用されるかどうかの問題については (1949) 13 *Journal of Criminal Law* 207 を見よ。

料

資

有罪の証明

たとえ自己帰罪拒否特権を告知されていても、被告発人の一人が訴追側に呼ばれているなら、公判に付する旨の予備審問決定は有罪である (Sharrock, *supra*)。

- (5) Paul [1920] 2 K. B. 183.
- (6) これは強力な権威によって支えられているルールである。グッダーソン氏の論文を見よ。彼の挙げるケースに *The Trial of Rattenbury and Stoner* ed. F. Tennyson Jesse (London 1935) 267 において示されたハンフリーズ判事の規程が加えられるべきであろう。
- (7) Hadwen [1902] 1 K. B. 882.
- (8) Criminal Evidence Act, 1898, s. 1 (e).
- (9) 「一被告発人の弁護が他人を有罪に陥れる場合、そのことは彼らを一緒に審理しない十分な理由になる」(Bywaters (1922) 17 Cr. App. R. at 68)° Barnes (1940) 27 Cr. App. R. 154 を参照せよ。
- (10) Miller [1952] 2 All E. R. 667.
- (11) 彼に不利な証拠がないにもかかわらず、共同被告人の一人を有罪——幸運にも刑事控訴裁判所がそれをくつがえすことができた——としたある陪審の様相については、Abbott [1955] 2 Q. B. 497 を見よ。
- (12) Archbold, 35th ed. § 930, 1293—8; Cross, Evidence 130 et seq. 共犯警告が行われないとするなら、特定証人が共犯者ではなかったことを合理的な疑いを超えて立証する責任が訴追側にあるとするのが拳証責任問題についてのより良い見解であろう。[1962] Crim. L. R. 594 を見よ。
- (13) Atwood, 1 Leach 464, 166 E. R. 394.
- (14) Durham, 1 Leach 478, 168 E. R. 341.
- (15) Wigmore, Evidence, 3rd ed. § 2057.
- (16) Wigmore, *loc. cit.*
- (17) Davies [1954] A. C. 378.
- (18) ネーブリスの有罪に関し依然として残る疑問については、R. Furneaux, Michael John Davies (London 1962) を見よ。Chrimes [1959] Crim. L. R. 780 と同じその後のケースにおいては、刑事控訴裁判所はデーヴィス判決の判示を無視して、

より軽い罪で有罪とされた人の証拠も補強を必要としたとの仮定のもとで手続を進めたものと思われる。なお同事件に対する編集者覚書——共犯者は釈放されたとの立場を立上げ——「なるほど Vernn [1962] Crim. L. R. 35 と対して同覚書を見よ。

- (61) Baskerville [1916] 2 K. B. at 665.
 - (62) 照田のたの辨士とのしつせ Edwards in [1954] Crim. L. R. at 330 を見よ。
 - (62) Hughes [1955] Crim. L. R. 508. このた告発事件の証拠なるしつ補強を要求するケースである。
 - (62) Jackson [1953] 1 W. L. R. 591; People (Att.-Gen.) v. Trayers [1956] 1 R. 110.
 - (63) Gay (1909) 2 Cr. App. R. 327; Baskerville [1916] 2 K. B. at 664.
 - (64) Farid (1945) 30 Cr. App. R. 168; Davies [1954] A. C. at 400. 補強証拠が存在しなうなる訴追側はその証拠を請求するべきであるとの裁判官の検証はよくあるしつせ (Farid (1945) 30 Cr. App. R. at 181)。
 - (65) e. g. Barnes (1940) 27 Cr. App. R. 154.
 - (66) Heaps [1961] Crim. L. R. 254; 大塚修平' Rudd (1948) 32 Cr. App. R. at 143; Chimes [1959] Crim. L. R. 780; Prater [1960] 2 Q. B. 464; Gooderson in 11 Cambridge Law Journal at 228, and note in [1960] Crim. L. R. 189—90; Phillips [1962] Crim. L. R. 464; Fletcher, *ibid.* 551.
- 續
- (67) Fletcher, last note.
 - (67) Vernon [1962] Crim. L. R. 35.
 - (68) Archbold, 35th ed. § 2885, 2917.
 - (69) 総論のトーマスとのしつせ Asplin [1955] Crim. L. R. 433; Gammon (1959) 123 J. P. 410.
 - (69) Wigmore, Evidence, 3rd ed. § 924a.
 - (70) Crocker (1922) 17 Cr. App. R. at 48.
 - (71) Wigmore, Evidence, 3rd ed. § 924a, 2061.
 - (72) *Ibid.* § 924b.
 - (73) Christie [1914] A. C. at 557. Sexual Offences (Cambridge Department of Criminal Science 1957) 394 et seq.; Cross, Evidence, 134 et seq. を見よ。

有罪の証明

- (35) Redpath [1962] Crim. L. R. 491.
- (36) Chandor [1959] 1 Q. B. 545; Sands [1958] Crim. L. R. 256 を参照せよ。なお Davies (1915) 11 Cr. App. R. 272 — しかしながらここでは二人の証人の証言は同一の出来事に向けられていた——を見よ。
- (37) 後掲二二九頁の Smith。同事件での抗弁は各花嫁が風呂の中で事故で溺れたということであった。すなわち、各事件で死が発生したけれど、刑事責任のある者は誰もいないということであった。なぜこのケースは前記 Chandor —— ここでは被告が容疑事件のいずれにおいてもわいせつ行為が発生しなかったと主張している——での状況と異なるのだろうか。なるほど Chandor における抗弁は Smith に見られるような「事故」の一つではなかった。しかしそこには「事故」という言葉に秘む魔術は存在しない。いわゆる事故の抗弁は被疑事実がなかった、さもなければ犯意がなかったとの主張にしかすぎない。詳しくは Gooderson in [1959] Cambridge Law Journal 210 を見よ。
- (38) [1962] Crim. L. R. 103. Mitchell (1952) 36 Cr. App. R. 79 を参照せよ。
- (39) その点に関していえば、これは法を宣言する方法ではない。正確な方法は、補強は必要であるが、それが信頼できるとして、その証人の証言は告訴人の証言を補強できるのみということである。陪審は犯人の証言を信じなくてもよく、その場合には補強の問題はなくなる。
- (40) 後掲の notes 42 and 43 を見よ。Feigenbaum [1919] 1 K. B. at 433 における一層正確なルールはカナダを除いて忘れ去られてくる (Fennell (1957) 29 C. R. 337 (B. C. C. A.))。
- (41) [1956] Crim. L. R. 332.
- (42) Hughes [1955] Crim. L. R. 508; Zielinski (1950) 34 Cr. App. R. at 197; Chrimes [1959] Crim. L. R. 780.
- (43) Jones (No. 1) [1961] Crim. L. R. 778.
- (44) Clynes (1960) 44 Cr. App. R. 158. 実際には有力な補強証拠が存在したら、説明の欠如は有罪判決にとって致命的ではない (Chrimes [1959] Crim. L. R. 780)。
- (45) People (Att.—Gen.) v. Moore [1950] Ir. Jur. Rep. 45; Anslow [1962] Crim. L. R. 101 (共犯者の証言に関する一ケース)。
- (45 a) Goddard [1962] 1 W. L. R. 1282 が多分このテーマについて新しい一歩を記すであろうが、それをいうのは時期尚

早かも知れない。

- (46) Graham (1910) 4 Cr. App. R. 218; Jons (1925) 19 Cr. App. R. 40; Freebody (1935) 25 Cr. App. R. 69; Clynes (1960) 44 Cr. App. R. 158. したがって People (Att.—Gen.) v. Moor (1950) Ir. Jur. Rep. 45 ——そこでは警告が十分に明白ではなかったために有罪判決が破棄された——を見よ。

- (47) Dent (1943) 29 Cr. App. R. 120; The Times, December 22, 1960 (C.—M. A. C.).

- (48) Rees. last note.

- (49) Sexual Offences Act, 1956, ss. 2—4 (脅迫や虚偽の振舞いによる女性への売春周旋、性交獲得のための薬の供与)。Baskerville (1916) 2 K. B. at 664, 669 を参照せよ。

- (50) 稀な例外として Asplin (1955) Crim. L. R. 433; Rolfe (1952) 36 Cr. App. R. 4 ——そこでは犯罪に不可欠の要素は被告人によって争われなかった——をよむ Parry (1962) Crim. L. R. 37 ——そこでは陪審にとつての唯一の問題は人定のそれであった——を見よ。

資料

- (51) たとえば Ridge (1923) 17 Cr. App. R. 113。公判裁判官が、陪審は「補強証拠めとして長い道程を歩んでよい」と述べた後で、一定の事実が補強証拠ではないと正確に陪審に告げたとき某マイルランド裁判所は有罪判決を破棄させた (People (Att.—Gen.) v. Trayers [1956] 1 R. 110)。

- (52) Halligan [1960] Crim. L. R. 422; Sawyer [1959] Crim. L. R. 654 を参照せよ。

- (53) Bucknill, The Nature of Evidence (London 1953), Chap. 2.

- (54) Criminal Days (London 1946) 129.

- (55) François Gorphe, La Critique du Témoignage (2nd ed. 1927) 123 et seq.

- (56) Albert Lieck, Bow Street World (London 1938) 141—2. "Solicitor" in 5 Howard Journal 125 「私はある婦人警官——彼女は少女によってなされる証言のノートをとろうと努力した——に対して話されたいくつかの異なったしかも完全に矛盾した物語を知っている。その子供が法廷で言ったことは、彼女が前に述べたことと違っていた。この特別の子供は天使のような顔付きをし、内気だなどどしい話し方——それはアバディーンの人にも説得力を持ったであろう——を身につけていた。実際は彼女は、普通の基準によれば、非常に頹廃した若者であった。」

- (57) Gorphe, op. cit. 46, 52.
- (58) Dossi (1918) 13 Cr. App. R. 158; Marshall (1924) 18 Cr. App. R. 164; 8 Journal of Criminal Law 306; Archbold, 35th ed. § § 2905, 2925—6. 補強法則は唯一の争点が入定関係であつても適用される (Sawyer (1959) 43 Cr. App. R. 187°).
- (59) Children and Young Persons Act, 1933, s. 38; Archbold, 35th ed. § 1287; Sexual Offences (Cambridge Department of Criminal Science 1957) 367 et seq. その子供が宣誓可能かどうか決めるにまつては、その子供の精神能力について裁判官は証人に聞くつもり。Note, 13 M. L. R. 235 を見よ。貴重な調査については Hammelmann in 225 Law Times 252 を見よ。
- (60) Cmd. 2561 of 1925, pp. 51—3.
- (61) たとえば Manser (1934) 25 Cr. App. R. 18. そのルールは若年の子供らの宣誓証言に対しても同一と思われる。彼らが性犯罪の被害者であるときには少なくともそうである。前掲 p. 165, n. 36 を見よ。
- (62) 現行法下でさえ、類似事実の証拠は通常のルールで承認されるかも知れない。もしも補強の必要についての警告が与えられているなら、その後の有罪判決は類似事実証拠が技術的に補強証拠でないとしても支持されるであろう。前掲 p. 167, n. 38 を見よ。

第七章 挙証責任

第一節 無罪の推定

(183) イギリスではなにびとも有罪と証明されるまで無罪と推定される。イギリス人の心には親しみのあるこの原則はイギリス刑法とフランス刑法との違いを要約したものと一般には想像されている。もちろんそれは正しい。フランス人はこの問題について少し神経質になっており、できるだけ多くの機会に、自分らも無罪推定原則を持つと強調してい

る。しかしながら、どちらの国でも同推定原則は効力を持っていないというのが正しいとの理解がないではない。イギリスにおいてはある人が予備審問官によって公判送りとされた時に、フランスでは予審判事によって公判へと送られた時にイギリスにもまして、同人に不利な蓋然証拠があると公式に認定されている。彼は通常の囚人とほとんど変わらない条件下で未決拘禁に付されるかも知れない。明らかにそのような人はいかなる知的な感覚——ただし証拠法則関係を除く——においても無罪を推定されてはいない。しかし、有罪を推定されているわけでもない。端的にいえば、疑惑の指が彼を指しているということであろう。

しかしながらわれわれは公衆の安全と適正な裁判との二つの要請に合わせながら、彼をあたかも無罪であるがごとくに扱うことにベストを尽くすべきである。もしわれわれがこの努力をまじめにやるつもりなら、被告人の地位の改善のために次のことを実現しなければならぬ。拘留所に勾留されている人達の条件を改める、被告発人が一夜をすごす（現在彼らはしばしば殺風景な暗い部屋に閉じこめられ、そこにはノートをとるための机さえない）裁判所監房を改める、そして乱暴な被拘禁者を除いて、もはや彼らに被告人席に入ること并要求しない。

以上三点における現在のわれわれの被告人の取扱い方は、あるべき無罪推定の背後にある哲学の否定にはかならない。⁽¹⁸⁴⁾

第二節 挙証責任

刑事被告人が無罪を推定されていると言われる時、それが実際に意味することは、彼の有罪を証明する責任は訴追側にあるということである。サンキー卿が評したごとく、この黄金の糸はイギリス刑事法という織物をつらぬいている。不幸にも、議会はこの原則を冷たくあしらひ——一般の人は軽蔑をこめてそれに触れる。法典中の沢山の犯罪で

は無罪立証の責任が被告発人に課されている。加えて裁判所は特定のケースにおいて挙証責任轉換の効果を持ついくつかの原則を宣明している。

(185) 残念なことに、伝統的な原則に背反する便法に合理性があったためしがない。それが不注意と鈍感とで作られているからである。挙証責任の轉換をはかる種々のルールの底にあるものは、訴追側にとって自らの手で特定争点につき完全に説得的な証拠を出すことは不可能であるから、もし被告発人が罪を免れたいと思うなら自ら立証せよという觀念である。この觀念は完全に正当で法的ルールに盛られるべきものであるが、挙証責任と同一ではない。挙証責任の轉換ないし陪審不説得の危険と提証責任の轉換ないし証拠提出の責任との間には微妙ながら明確な差異がある。提証責任を轉換することは伝統的原則からの重大な離反を意味しない。しかし、かかる轉換は当該争点について陪審に判断させるのに十分な証拠がないとの申立をなす権利が奪われ、その結果被告発人は証言台に立つことを強制されるかも知れない。提証責任が法的に被告発人に移された場合には、訴追側はなんら証拠を提出する必要はないか、または訴追側は——通常要求される程度の証拠の提出に失敗したとしても——「証拠不十分」という申立に対して責任をとらなくても済む程度のわずかな証拠を提出すれば足りる。このことは自分を守るためには被告発人はなんらかの応答を迫られるということを意味する。しかし提証責任の轉換は説得責任もしくは挙証責任そのものが被告人に移ることを必ずしも意味しない。

(186) すべての証拠が提出されると、陪審は問題点全部につき証明する責任が訴追側にあると説示される。そこでもし陪審が争点のいずれかに満足しないなら、被告人のために行動しなければならぬ。提証責任の轉換が証明の最終段階でもたらす効果は、陪審に対し被告発人の黙秘や彼の証言の説明不足を考慮に入れることを許すことである。ここから、もし被告発人が合理的に真実と考えられる——彼の無実に見合う——証言を行うなら、陪審はそれに満足しない

としても、被告被告人は釈放される資格がある。というのは挙証責任は訴追側にあるからである。議会と裁判所との双方において提証責任と説得責任との違いがより明確に承認されるなら、説得責任を訴追側に課するルールはその活力を十分に回復できるであろう。

第三節 証拠の量（証明の程度）

犯罪立証の責任は全面的に訴追側にあると言っても、すべての問題がそれで解決されるわけではない。いかなる程度もしくは量の証明が必要とされるか。それは可能性か確実性か、それとも両極端の中間のなにかか。この疑問は逆に刑事政策の基本問題を提起する。真犯人の有罪を確保する目的で、無実の者が処断される危険を犯すことがどの程度許容されるのであろうか。

ローマ人は無実の者が罰せられるよりは犯人が罪を免れる方がよいとの格言を持っていた。フォーテスキューはこれを一人が不当に処断されるよりむしろ二〇人の犯人が慈悲をもって死を免れるべきだとの意見に移し変えた。次に記録に残っている例はエドワード・セイモア卿の言葉である。彼はヘンウィックのために一六九六年に公民権喪失法案について発言して次のように述べている。「キャティライン事件において一人の無辜が苦しむより、むしろ一〇人の犯人が逃れる方がよいと宣言したローマ人の意見に賛成である。」

ヘイルはその割合を五対一としたが、ブラックストーンで一〇対一に戻り、その割合で落ちつくこととなった。⁽²⁾ その格言が全く異論なしに通用したわけではなかった。最も有名な反対者はパレイであった。彼は「道徳哲学および政治哲学の諸原理」⁽³⁾の中で有罪者を有罪とすることの卓越した社会的重要性という見地からこう論じた。「社会一般にはびこる犯罪を捕捉するため判決の一定ルールが追求されねばならぬとき、つまり一定程度の信頼性で我慢せねば

ならぬときは、司法裁判所はあらゆる危険の懸念、もしくは無実者と犯人とを混同する単なる可能性、によって右ルールの適用を妨げらるべきではない。誤判に泣く者はお国のための犠牲者だと裁判所はむしろ考えるべきである。」

この見解はロミリーによって否定された。⁽⁴⁾しかしながらベンサムは、一〇〇人の有罪者対一人の無実者という割合で示された格言〔無辜の不処罰主義〕に対して自らの批判を加えたいと感じた。彼はこの格言は「存在しないディレンマを想定している。無実者の安全保障は罪を免れることを助長しないでこれを達成することができ⁽⁵⁾」と考えた。ベンサムは主として明白な犯人の免責に貢献する技術的ルールを考えていたのだ。挙証責任の程度に適用されるように、彼の批判は誤解されている。われわれは非常にしばしば、有罪の可能性ある者を釈放せざるをえない、または無罪の可能性ある者を処罰せざるをえないという、いずれかのディレンマに立たされるのである。

この概観ではあと二人の著者が注目に値する。「まず」ステイブンは無辜の不処罰という格言を、あらゆる状況下で決して真実ではないと考えた。「一番重要なことは有罪にされた者がなにをしてきたかである。次に重要なことは無実とされた者がなぜ疑いをかけられたかである。」⁽⁶⁾この意見の前段は、犯罪が重大であればある程、無実者をまきこむ危険のある証拠をわれわれは容認しがちだと警告しているように思われる。これは一般に理解されているのと逆である。この意見の後段について言えば、ある人が現在告発されている犯罪以外のある犯罪を犯しているのではないかの理由だけで彼を処罰したり、軽率な有罪立証を許したりすることを、たしかにわれわれは正しいとは考えない。もしもステイブンが次のように述べていたとしたら、彼はより精確に的を射ていたことになったであろう。右格言は一定限度で真実である。しかし一線——それを越えたら無辜への危険も公益の見地から正当化される——を画する必要がある。

あらゆる法的格言は「陳腐」か「片面の真理」かのいずれかに属するとこれまで言われてきた。カールトン・アレ

ン卿は現在の格言がどのように誤りに導くかを巧みに論証している。彼の指摘によれば、割合を示す数字に全く重要性がないわけではない。「あえて言えば」と前置きして彼は次のように説く。「一人の無辜が苦しむより千人——百万人でも可——の真犯人が逃れる方がまだとの主張に感傷家は同調するだろう。しかし責任ある實際家でかかる見解を容認する者は一人もいないだろう。というのはもし右の割合が無限に拡大されるなら、全司法組織が崩壊し、社会が混乱状態となる時点に達することは明らかである。」⁽⁷⁾

有罪者を釈放する弊害は一人の犯人が処罰を免れたという単純な事実をはるかに超える。それは骨の折れるそして費用の多くかかる警察の仕事を挫折させる。もしもこの傾向が行きすぎるなら、警察はおじけづくか、不当な自白収取に頼るか、いずれかの可能性が発生する。もしも不当な釈放が一般的となるなら、警察は法律の無視に及ぶ傾きがあり、これは逆に有罪者をよりきびしく処罰する一般の要求をもたらす。かくして有罪者の無罪は残忍な刑事法に至ることとなる。むしろ無罪釈放は、それが再犯の可能性ある危険な犯罪人に関するものであるとき、とくに深刻である。以上の理由により、シモン伯爵と共に次のように述べるのは正しい。「誤判は無辜の有罪と同様に有罪者の釈放からも発生する。」⁽⁸⁾

被告被告人に過度の保護を与えるルールは刑法が処罰から矯正に重きを置くにつれて一層弁護しにくくなる。もしも異なる人がある神経障害——その徴候を実際には彼は全く示していない——を理由に医療的処遇を受けるよう命じられるならば、それはたしかになげかわしい。しかし少なくとも、かかる命令の彼に及ぼす害悪は伝統的な刑罰機構下における懲役刑宣告よりもかなり小さい。この主張は現行法に向けられるそのように強いものではない。なぜなら、刑法とその運用とのほとんどが依然として懲罰的だからである。

そうとすれば、それは程度の問題である。無辜を処罰する若干の危険は犯されなくてはならない。挙証責任との関

係でこれが意味するものは、すべての疑いを超えて証明される必要はないという点である。ある人に対する犯罪の証拠は圧倒的であるかも知れない。それでもなお、彼の無実につながる一連の異例な状況を推測することが可能である。たとえば、ある見知らぬ人——彼の存在について証拠はない——が、証拠によれば被告発人は現場で独りだったにもかかわらず、決定的瞬間に介在して実際に犯罪を犯したのかも知れない。または、謀殺罪の告発についていえば、故人は弾丸が彼の体を貫く寸前に心臓麻痺で死んでいたかも知れない。

これらのありそうもない偶然が時に発生し、それを無視した結果稀に誤判が生じているという事実は、前記リスクをかけることを余儀なくされている司法に不利に考えられてはならない。

第四節 証明の程度についての陪審への指示

約一〇年前まで犯行は合理的な疑いを超えて証明されなければならないと陪審に指示するのが裁判官の慣行であった。これは明確な有罪確信を要求したものであり、単なる疑いはもちろん、強い疑いでさえ要求を満たさないと説明された。しかし他方、およそ真実とは考えられないような空想的な疑いにもとづく有罪もないではない。合理的な疑いを超える証明という言葉での説示はウールミントン（一九三五年）とマンシニ（一九四二年）という二つの重要事件で上院の承認をえた。しかしそのあとで刑事控訴裁判所の意見はそれに反対した。サマーズ事件（一九五二年）⁽¹⁹¹⁾において同裁判所はその概念が十分満足でないとして「合理的な疑い」という表現は放棄されるべきだと判示した。その代わり、陪審は有罪に「満足」または有罪を「確信できる程度に満足」する必要があると説示されなければならない。この宣言に続く数カ月あとに裁判官は従順にも「合理的な疑い」に触れることを放棄した。そして一般に陪審に対し彼らは有罪に「満足」しなければならぬと説示することで自らよしとした。しかし反発も起きて、「満足」

なる言葉は被告発人が疑いでは処罰されないという利益を有する旨を陪審に伝えるのには不相応だとされた。この好例が「モーターカー殺人」もしくは「ムルタハおよびケネディー（一九五五）⁽¹⁰⁾」として若干の関心を呼んだケースである。第一被告人は一人の男を彼がモーターカーで舗道に乗り上げたときに殺したとされた。訴追側の主張は同殺人は故意によるものであり、それ以前に起きた喧嘩のうらみを晴らすために行われたとした。被告人の主張は、被害者が石炭貯蔵庫のふたを取り上げて自分の車に投げつけようとするのを見た、そこで被告人は身をかわして逃げた、その結果として起きた車の舗道乗り上げは純粹に偶然的だというものであった。公判裁判官は陪審に対し挙証責任は終始訴追側にあると説示した。しかし証明の程度について述べられたことは陪審は有罪が証明されたと「満足」しなければならぬとの趣旨で当時すでに一般的になっていた公式についてであった。その裁判官はのちにこうつけ加えた。「もしあなたが十分かつ公正な配慮にもとづいてこれは純粹な事故だとするこれら二人の男の話を拒否することが安全でないと考えるなら……、彼ら二人を釈放せよ。」

陪審は運転手を謀殺で、彼の乗客つまり第二被告人を過失殺で有罪とした。陪審評決に対する上訴制限のために、事実点で有罪判決を争うことは可能とは考えられなかったので、代わりに、上訴は裁判官の説示が相当だったかどうかという法律問題で提起された。この上訴は幸運にも成功した。その理由は、二人の被告発人は無実に見合う自分らの行動説明を提出していたから、裁判官は陪審に対し次のように指示すべきだったというものであった。もし陪審がその説明を受け入れるのなら彼らは釈放を命じなければならない。しかし陪審がその説明に疑問を残すとしても、彼らは釈放を命じなければならぬ。

抗弁拒否に伴う危険発生の可能性についての裁判官の言及は抗弁に関する疑いという用語での指示に対する妥当な代替物とは考えられなかったのだ。

右の指示の効果はある程度裁判官説示の過度のゆるやかさ——それは刑事控訴裁判所の初期の宣言に起因する——を叩くことにある。今や裁判官は通常、有罪を「確信」しなければならない、または疑いなし合理的な疑いを超えて満足しなければならない、のいずれかを陪審に説示している。しかし、かなりの数の有罪判決が——公判でのすべりの問題の中でなにが最も簡明であるべきかについての陪審への説示における——公判裁判官の無能を理由に破棄され続けている。

疑問の存在について陪審に対し説示しない危険性は今紹介されたケースによって例証されよう。むしろ、仮説でさえも慎重な関心が必要とするけれども、前記抗弁は弁護人によって提出された単なるもってもらしい仮説ではなかった。刑事控訴裁判所によって指摘されたごとく、実際、証拠によれば次のようであった。悲劇が起きる前に被告人らは故人から守ってくれるよう助けを求めて二度にわたって警察に出かけていた。だから彼らは——殺人事件が間もなく起こるよう運命づけられていた現場に向けて走っていたさいに——警察がそこにすでに来ているか間もなく来るかのどちらかだと考えていたに違いない。

このことから被告人の運転手が謀殺を決意していたとは考えにくい。さらに訴追側証人らは、死んだ相手方がはねられたとき、彼は投げつけるつもりで石炭貯蔵庫のふたを持ち上げていたか、投げる恰好でそれを頭上に上げていたかいずれかだったという被告人の証言を補強した。証拠を全体として見ると、状況からして謀殺の可能性はなく、事故の抗弁を裏づける事実があるので、それは弁護側に大いに有利に解されるべきであった。被告人に対して「疑わしきは」の利益をとりわけ極刑事件において与える意味があるとするなら、ムルタハはそれを与えられるべきであった。

しかしなお陪審は彼を謀殺で有罪とした。誤判の端緒と考えられる事実に対する責任の一部は、疑問の存在につい

(184) での言及を避けた説示の方式におそらく帰せられよう。たとえそうとしても、次のように述べても公正を欠くことはあるまい。陪審はまことに見事に証拠に忠実であった。他方、被告人らは説示における小さな誤り——それによって被告人らは有効な上訴権を持った——を祝福して然るべきだ。

[注]

(1) 釈放された被告被告人はブリクストンか地方刑務所の未決拘禁棟に移されて他の者と分離される。彼らは私服を着ることができ、無制限に手紙をやりとりでき、ソリシターの訪問を含む一般の訪問を毎日受けることができる。他の点では未決拘禁者も受刑者と変わらない。ただし、音楽会や説教は行われない。手紙は検閲され、喫煙・交際・会話は一般の刑務所規則にしたがう。

(2) 参照は次のとおり。Dig. 48. 19. 5; Fortesque, *De Laudibus* c. 27; 13 St. Tr. 565n.; Hale, P. C. ii 289; Bl. Comm. iv 358.

資

(3) Vol. 6, Chap. 9 (ed. of 1817, 428).

(4) Observations on the Criminal Law, Note D.

(5) Works i 558.

(6) H. C. L. i 438.

(7) Legal Duties (1931) 286.

(8) Stirland [1944] A. C. 315 at 324.

(9) 参照判例は次のとおり。Woolmington [1935] A. C. at 481; Mancini [1942] A. C. at 11—3; Summers (1952) 36 Cr. App. R. 14.

(10) 39 Cr. App. R. 72.

料

〔訳注〕

〔1〕 国王の証拠 (King's evidence) とも女王の証拠 (Queen's evidence) ともいう。共犯者のうちのある者が検察官の訴追しない約束のもとに他の共犯者に不利な証言をする場合、この証言を王冠証言と呼ぶ。

〔2〕 このイギリスの冷淡さは正当だったと評しえよう。現在ではアメリカでもポリグラフ検査結果は裁判上の証拠として利用されていらない。参照、庭山「科学的捜査と警察」現代の警察（一九八〇年）七八頁。

〔3〕 イギリスでは私人訴追制度がとられているので誰でも訴追できる。警察官が訴追した場合でも同警察官個人の訴追権にもとづく。